

広島広域都市圏と松山圏域との相互連携に関する協定書

広島広域都市圏及び松山圏域による圏域同士の連携を推進するため、広島広域都市圏協議会及び松山圏域連携協議会は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、広島広域都市圏協議会及び松山圏域連携協議会（以下「両協議会」という。）又は各協議会の構成員が様々な分野で相互に連携する取組を行うことにより、「瀬戸内海」という共通の地域資源を有し、航路でつながる広島広域都市圏及び松山圏域（以下「両圏域」という。）の更なる活力向上及びにぎわい創出を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 両協議会又は各協議会の構成員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携するものとする。

- (1) 産業振興に関すること。
- (2) 観光振興に関すること。
- (3) 地域振興に関すること。
- (4) その他両圏域の更なる活力向上及びにぎわい創出に関すること。

(その他)

第3条 この協定に定める事項に関し、疑義等が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両協議会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両協議会の会長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年3月28日

広島広域都市圏協議会
会長 広島市長

松井一貴

松山圏域連携協議会
会長 松山市長

野志克仁